

我が国の学校教育制度の歴史について

(「学制百年史」^{1*}等より)

目次

I	学制発布以前（江戸時代における教育）	1
II	近代教育制度の創始とその確立・整備（明治5年頃～大正5年頃）	2
1	近代教育制度の創始（明治5年頃～明治20年頃）	2
2	近代教育制度の確立・整備（明治20年頃～大正5年頃）	5
III	教育制度の拡充（大正6年頃～昭和11年頃）	8
IV	国民学校と戦時下の教育（昭和12年頃～20年頃）	10
V	戦後教育の再建（昭和20年頃～27年頃）	13
VI	戦後教育政策からの転換（昭和27年頃～33年頃）	16
VII	教育の量的拡大（昭和34年頃～40年代中頃）	18
VIII	教育の質の改善（昭和40年代中頃～50年代前半）	21
IX	従来の教育路線の見直し（昭和50年代後半～平成10年頃）	24
X	新たな展開（平成10年頃以降）	28

平成24年1月
国立教育政策研究所

(作成責任者：徳永保、作成分担者：神代浩、北風幸一、淵上孝)

1* 学制百年を記念し、大学の研究者や文部省のOB・現役職員からなる編集委員会を設置して作成したもの。編集委員長は、海後宗臣東京大学名誉教授。

I 学制発布以前（江戸時代における教育）

○ 江戸時代後期には、幕府や諸藩が領内に設けた学校と寺子屋、私塾等が相当整備されていた。

このことが学制による全国的、統一的な教育計画とその実施の素地となった。

(1) 藩校：約270校
後の中等・高等諸学校の母体

(2) 郷学
後の小学校の母体

(3) 寺子屋：数万校
後の小学校の母体

※参考 明治8年の小学校数：約2万4500校、児童数：約146万人
当時の小学校の校舎の40%は寺院の借用、30%は民家の借用

(4) 私塾
後の私立学校の母体

Ⅱ 近代教育制度の創始とその確立・整備（明治5年頃～大正5年頃）

1 近代教育制度の創始（明治5年頃～明治20年頃）

- 明治4年：廃藩置県、文部省設置（初代文部卿：大木喬任、文部大輔：江藤新平）
- 明治5年：学制発布
 - ・全国の教育行政を文部省が統轄することを明示。
 - ・全国を8大学区、256中学区、5万3760小学区に分け、区ごとに各1校設置する計画を規定。
 - ・学制により学校種、教科名称等も規定されたが、文部省はまずは小学校の設置に注力。
- 明治12年から：教育令
 - ・「学区制」を廃止し、町村を基礎に小学校設置。
 - ・明治14年「小学校教則綱領」制定。教科の内容、時数等を明記
明治15年頃から全国的に教育が統一化。
 - ・中学校については、規程は整備されたものの設置は不十分。
 - ・教科書は、当初文部省及び師範学校で翻訳編集。その後教科書の認可制度開始（16年）。

（1）初等教育

【学制】（明治5年～12年）

- ・尋常小学：下等4年（6歳～9歳）と上等4年（10歳～13歳）に二分
- ・明治8年：学校数約2万4500校 就学率35.4%（M8年）
（※参考 現在の小学校数：約2万校）

【教育令】（明治12年～19年）

- ・明治14年小学校教則綱領を制定

※小学校の教科

初等科：修身、読書、修辭、唱歌、体操

中等科：初等科に加え、地理、歴史、図画、博物、物理、裁縫（女子）

高等科：中等科に加え、化学、生理、幾何、経済（女子は家事経済）

※小学校教則綱領では、各教科の教授要旨等を示すにとどめ、具体的な教育内容は教授要旨を踏まえて作成された教科書に委ねられている。なお、教科書については明治16年より文部省の認可事項。

- ・小学校：初等科3年、中等科3年、高等科2年

- ・ 授業日数：最少限32週 授業時間：1日原則5時間
- ・ 3年間の就学義務を明確化 就学率53.1%（M16年）

（2）中等教育

【学制】（明治5年～12年）

- ・ 中学校：下等3年（14歳～16歳）と上等3年（17歳～19歳）に二分

【教育令】（明治12年～19年）

- ・ 中学校：初等科4年、高等科2年
- ・ 中学校教則大綱等が整備され、中学校制度の統一化が進められたが、これらの規定に準拠して設立された中学校はまだほとんど成立していない。

（3）教員養成

- ・ 明治5年（学制発布と同年）：東京に直轄の師範学校設立
- ・ 明治6・7年：各大学区に官立師範学校を設置
- ・ 各府県は、これらの学校の卒業生等を招いて教員養成機関を設置
- ・ 明治10年頃から府県の師範学校が整備
- ・ 明治13年 各府県に師範学校設置義務化
- ・ 明治14年 師範学校教則大綱により師範学校の教則を統一

◎小学校教員の資格（明治19年小学校教員免許規則）

原則①師範学校卒業 ②教員資格検定合格

ただし、戦前を通じて小学校の授業は多数の代用教員（上記①②によらない無資格教員）により担当

◎教員の待遇

- ・ 明治10年代前半：教員の任用は町村当局と教員との契約。待遇について一定の基準なし。
- ・ 明治13年：第二次教育令により町村立学校教員は地方官任命。俸給額も地方官が基準設定。14年には官吏待遇

（4）教育行政

①中央教育行政制度

○国（文部卿）の役割・権限

- ・ 基準の制定及び地方長官の制定する規則等の認可

○文部省の主たる組織

- ・ 普通学務局：公立学校の管理
- ・ 編集局：教科書の編集

② 地方教育行政制度

○ 府県（地方長官、学務課長）の役割・権限

- ・ 町村立学校の設置・廃止等の認可
- ・ 小学校教則を編成・施行
- ・ 各種規則の制定
- ・ 学務委員の選任
- ・ 学務委員の申請に基づき町村立学校教員を任命

○ 町村の役割・権限

- ・ 小学校の設置・廃止（地方長官認可）

○ 学務委員

- ・ 町村内の学校事務を幹理（府知事・県令の監督）
※学務委員は町村民の選挙により地方長官が選任

（5） 教育財政

- ・ 受益者負担の原則
- ・ 学制発布当時は国庫補助制度があったが、改正教育令で廃止
- ・ 教育費財源の不足は授業料に転嫁。就学率減少（就学率45 %（M20））

（6） 高等教育

- ・ 明治10年、東京開成学校及び東京医学校を合併し東京大学設立

2 近代教育制度の確立・整備（明治20年頃～大正5年頃）

○明治18年内閣制度創設。初代文部大臣として森有礼が就任。
教育制度の一大改革を実施。

○明治19年：帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令制定
各学校種別の規程を整備し我が国学校制度の基礎が確立

○明治23年：教育勅語

○明治30年頃～：小学校令・中学校令の改正、実業学校令、高等女学校令、専門学校令の制定により学校制度を整備

- ・小学校の義務制実現

- ・日清戦争、日露戦争を経て近代産業の発達に伴い、中等諸学校や専門学校が急速に発展

（1）初等教育

- ・明治33年尋常小学校を4年に統一。4年の義務制が実現。授業料無償化。
- ・明治38年に就学率は95%を超える。
- ・明治40年尋常小学校を6年、義務教育年限を6年に延長。

【教科書制度】

- ・明治19年：教科書検定制度創設（小学校令）
- ・明治36年：国定教科書制度確立（小学校令）

【教育課程】

- ・小学校令施行規則において、教科名、教授要旨等を規定
- ・具体的な教育内容は、国定教科書において記述

（2）中等教育

- ・明治32年：中等教育機関を①男子の高等普通教育（中学校：5年制）、
②女子の高等普通教育（高等女学校：4年制を基本）、
③実業教育（実業学校：3年制）の三系統に体系化

・中等教育の拡大

明治20年	中学校数	48校	生徒数	約1万人
大正5年	中学校数	325校	生徒数	約14万7千人
	高等女学校数	478校	生徒数	約10万2千人
	実業学校数	568校	生徒数	約10万人
	実業補習学校	7368校	生徒数	約57万8千人

(3) 教員養成

・高等師範学校の拡充

中等教育の拡充に合わせてその教員養成を拡充。高等師範学校、女子高等師範学校に加え、広島高等師範学校（M35）、奈良女子高等師範学校（M41）を創設。文部省直轄高等教育機関に臨時教員養成所を附設。

(4) 教育行政

・明治23年地方学事通則・小学校令：我が国の地方教育行政制度の枠組みが成立。教育は市町村の固有事務ではなく国の事務であることが明確化。

①中央教育行政制度

○国（文部卿）の役割・権限

・基準の制定及び地方長官の制定する規則等の認可

○文部省の主たる組織

・普通学務局：公立学校の管理

・図書局：教科書の編集

・視学官・視学：全国を7地方部に分け、担任部内の普通教育を視察

②地方教育行政制度

ア) 府県

○府県の役割・権限

・教育事務に関する国の機関として、主務大臣である文部大臣の指揮監督を受けてそれぞれの管轄区域内における教育行政を行う。

・設置者として道府県立学校を管理

・郡視学の任命

○府県の機関

・地方長官（府知事・県令）

・学務課長（内務部第三課）：地方長官の補助機関

・視学官：上官の命を承け学事の視察そのほか学事に関する事務を掌る。
内務部第三課長を兼務

・視学：上官の指揮を承け学事の視察そのほか学事に関する庶務に従事する。（県内2～3人）

イ) 郡

○郡の役割・権限

- ・府県知事の指揮監督を受けてその郡内の教育行政事務について町村長を指揮監督

○郡の機関

- ・郡長
- ・郡視学：郡長の補助機関。地方長官が任命。

ウ) 市町村

○市町村の役割・権限

- ・国からの委任事務として教育事務を担当
- ・小学経費は市町村の負担

○市町村の機関

- ・市町村長
- ・学務委員：教育事務に関する市町村長の意見聴取機関
地方の名望家、学校の教員から市町村長が任命
10人以下（東京市のみは15人以下）

(5) 教育財政

- ・明治33年の小学校令：尋常小学校の授業料原則廃止
- ・明治33年「市町村立小学校国庫補助法」により、市町村立小学校教員の俸給の一部を補助。

(6) 高等教育

- ・帝国大学の拡大（明治30年帝国大学令）
明治30年京都帝国大学、明治40年東北帝国大学、明治43年九州帝国大学
- ・明治27年高等学校令 高等学校創設（明治41年までに8校）
- ・専門学校の拡大（明治36年専門学校令制定）

明治20年	専門学校数	43校	生徒数	約9千人
大正5年	専門学校数	90校	生徒数	約4万2千人

Ⅲ 教育制度の拡充（大正6年頃～昭和11年頃）

- 大正6年：内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育会議を設置
- ・ 第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化を受け、これに即応する教育の改革について審議、提案。
 - ・ これに基づき、中等学校以上の改革と拡充が急速に進展

(1) 初等教育

○教育内容の改善充実

- ・ 日本歴史及び地理の授業時間を増加、理科は1年早めて尋常小学校第4学年から実施。
- ・ 高等小学校については実際生活に即応する改革を求め、大正15年に手工・実業及び女兒に家事を必修科目とした。

(2) 中等教育

・ 目的規程の改正

「特ニ国民道徳ノ養成ニカムベキモノトス」を追加。

・ 中等教育の拡大

	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校
大正5年	325校 14.7万人	478校 10.2万人	568校 10万人	9697校 56.8万人
昭和11年	559校 35.2万人	985校 43.3万人	1304校 16.6万人	14879校 100.8万人

(3) 高等教育

- ・ 大正7年大学令：官立大学や総合大学のほかに公立・私立の大学や単科大学を認めた。
- ・ 帝国大学の拡大
北海道帝国大学（T7）、京城帝国大学（T13）、台北帝国大学（S3）、大阪帝国大学（S6）創設
- ・ 官立単科大学の設置
東京商科大学（T9）、東京工業大学、大阪工業大学、神戸商業大学、東京文理科大学、広島文理科大学設置（S4）
官立の医学専門学校も医科大学化
- ・ 専門学校の大学昇格
大正9年 慶應義塾大学、早稲田大学等が認可
- ・ 大正7年高等学校令も改正
高等科3年、尋常科4年の7年制を原則。公立・私立も可。大学予科の性

格から高等普通教育を完成する機関へと転換。

・ 高等教育の拡大

	大学	高等学校	専門学校
大正5年	4校	8校	90校
	9,705人	6,584人	4.2万人
昭和11年	45校	32校	178校
	72,195人	17,097人	9.8万人

(4) 教員養成

- ・ 中等教育の拡大に伴い、大正11年～昭和3年までに15の臨時教員養成所を設置（生徒総数1996人（S3））。
- ・ 大学や専門学校で所定の単位を修めた者に無試験で中等学校・高等学校の教員免許授与（大正8年）
- ・ なお、この時代にあっても、正規の資格（師範学校卒業又は教員資格検定合格者）を持った教員は必ずしも十分ではなく、相当割合が代用教員であったものと推定される。

(5) 教育行政

- ・ 大正15年地方官官制改正
内務部に置かれた学務課を廃して学務部が新設
視学官には学務部長を充てることとされた
- ・ 郡制、郡役所の廃止に伴い郡長、郡視学も廃止。その事務はすべて府県庁に移管

(6) 教育財政

- ・ 大正7年「市町村義務教育費国庫負担法」成立
市町村立尋常小学校の正教員及び準教員の俸給の一部を国庫が負担（定額補助）
- ・ その後経済上の困難のため地方財政が窮乏し、教育費の増額が要求され12年同法を改正して国庫負担増額。その後昭和5年の改正まで数回増額。

・ 国庫負担額の推移

大正7年～11年	1,000万円
大正12年～14年	4,000万円
大正15年	5,000万円
昭和2年～4年	7,500万円
昭和5年～14年	8,500万円

IV 国民学校と戦時下の教育（昭和12年頃～20年頃）

○昭和14年：青年学校義務制

○単線型的な学校制度を目指して以下の改革を実施

昭和16年「国民学校令」

昭和18年「中等学校令」

国民学校等は皇国民の基礎的錬成を目的とし、教育内容を改革

○戦争の激化とともに、上記の改革の多くは実行困難となるとともに、学童疎開や勤労働員、学徒動員などにより、教育の正常な機能はほとんど停止された。

（1）初等教育

- ・昭和16年に国民学校令公布。
- ・国民学校は初等科6年、高等科2年
- ・義務教育年限は高等科までの8年と定めたが、戦時非常措置によりその実施は延期

（2）中等教育

- ・昭和18年中等学校令：従来の中・高女・実業学校を中等学校として統一（修業年限4年制）
- ・太平洋戦争の激化とともに、勤労作業の強化、学校報国隊の活動をはじめ、さらに学徒の戦時動員体制が強化

・青年学校の義務化

小学校教育の継続教育機関及び中学校教育を補完するものとして、男子青少年について、昭和14年から学年進行で義務化実施（7年制：普通科2年、本科5年）。

※参考 昭和18年 青年学校数：16,267校 生徒数：約306万人

(3) 高等教育

- ・戦争の激化とともに、戦争及び戦時産業への参加の要請
- ・昭和16年度は大学の修業年限を3か月短縮、17年度は6か月短縮。
18年には「教育に関する戦時非常措置」により徴兵猶予は停止され、いわゆる「学徒出陣」
- ・軍医養成のため、各地域（弘前、信州、群馬等）に医学専門学校を整備（将来のいわゆる「新八医科大学」）
- ・軍事行動に資する観点から、医学系の附置研究所を創設（長崎医科大学附属東亜風土病研究所、熊本医科大学附属体質医学研究所等）
- ・昭和18年 財団法人大日本育英会創設

(4) 教員養成

- ・昭和18年に「師範教育令」が改正され、それまでの府県立師範学校は官立へと移管。また、本科3年とし専門学校程度化。
- ・師範学校の教育の目標及び内容は戦時教育体制の下に国民学校との関連を重視して改革。教科書も国定化。

(5) 教育行政

- ・昭和17年行政簡素化のための改革により、府県の学務部は廃止。
教育行政事務は新たに設けられた内務部に吸収

(6) 教育財政

- ・昭和15年「義務教育費国庫負担法」と「市町村立小学校教員俸給及旅費ノ負担ニ関スル件」（勅令）
 - ①義務教育教員の給与費は、市町村負担から道府県負担に移管
 - ②定額であった国庫負担が実績による二分の一の定率負担に改正

【参考】朝鮮、台湾、南洋群島における教育の所管

1 昭和 17 年以前の教育の所管

(1) 帝国大学の所管

○京城帝国大学（大正 13 年創立）

朝鮮総督が文部大臣の職務を執行

ただし、学位授与に関しては文部大臣が大学を監督

○台北帝国大学（昭和 3 年創立）

台湾総督が文部大臣の職務を執行

ただし、学位授与に関しては文部大臣が大学を監督

(2) 上記以外の学校の所管

○朝鮮・・・朝鮮総督（内閣総理大臣の監督）

○台湾・・・台湾総督（内閣総理大臣の監督）

○南洋群島・・・南洋庁長官（拓務大臣の監督）

2 昭和 17 年の内外地行政の一元化等

◎行政の簡素化及び内外地行政の一元化方針に基づき、朝鮮総督及び台湾総督は、内閣総理大臣及び文部大臣の監督下で行政を執行することとなった。

○南洋庁長官の監督は、拓務大臣から大東亜大臣へ変更

V 戦後教育の再建（昭和20年頃～27年頃）

- 連合軍総司令部の指導・監督と教育刷新委員会の建議により、軍国主義や極端な国家主義を排除し、戦後教育改革の枠組を形成。
- 日本国憲法に国民の「教育を受ける権利」、保護者の「教育を受けさせる義務」、また、大学の自治と関連して「学問の自由」を規定。これに基づいて教育基本法を制定（教育勅語は排除・失効）。
- 戦前の複線型から小中高大を基本とする単線型の学校制度へ転換。
- 教員の慢性的不足及び無資格教員（昭和25年当時全教員の約4分の1）の解消を図るため、教員免許制度を創設し、教員養成系大学以外でも教員の資格を取得できる開放制を採用。旧師範学校の大学転換もリベラルアーツ教育を目的とする学芸大学等として設置。
- 地方教育行政機関として教育委員会制度を導入（住民の教育行政への参画）、その一方で中央教育行政機関としての文部省は存続。
- 戦前の帝国大学、大学令に基づく大学のほかに高等学校、高等専門学校、医学専門学校、師範学校等を一括して新制大学へ移行。このため大学としての教育条件が整っていない大学が出現。

（1）初等中等教育

- ・ 学校教育法を制定（昭和22年）

教育の機会均等の実現

学制の単純化（6・3・3制の単線型学校制度の確立）

義務教育の普及向上と義務教育年限の9年間への延長

新制小中学校は昭和22年に発足。新制中学校は学年進行で昭和24年に完成。昭和23年度に学齢に達した盲・聾児に盲・聾学校への就学を義務付け、以後学年進行で完成（同中学部の就学義務は昭和29年から学年進行で完成）

新制中学校については、独立校舎が建前だが母体となる旧制校がなく、施設が最大の隘路。また、教員は約半数は旧国民学校からの転任。定員を満たす人員も集められず、必要な免許状を持たないものも多数。

[参考] 学校義務教育化と市町村数

	明治21年	明治22年	昭和22年	昭和31年
市町村数	71,314	15,859	10,505	3,975

(小学校区)

(中学校区)

- 教育課程の基準は学習指導要領による。法的位置付けは不明確。
 学習指導要領を公表（昭和22年）
 教育課程審議会を設置（昭和24年）
 学習指導要領を改訂（昭和26年）
- 教科書は従来の国定教科書から検定制度化。
- 新制高等学校が発足（昭和23年）
 学区制・男女共学制・総合制の三原則（後に修正）、私立学校はこの三原則外
 教育課程の特色は選択教科制と単位制
- 高校就学率：42.5%（昭和25年）
- 全日制課程の他に定時制・通信制課程を設置

(2) 教員及び教員養成

- 国立の教員養成大学：学芸大学(7)、学芸学部(19)、教育学部(20)
 戦前の師範学校を大学又は学部に変換させるに際して、リベラルアーツ教育を
 教員養成とともにやる学芸大学・学芸学部とすることが原則とされた。
 この結果、教員養成系大学でありながら、必ずしも教員養成という目的意識の
 無い教員が多数在籍。
- 教員免許制度を創設（昭和24年）
 教員の慢性的不足及び無資格教員（昭和25年当時全教員の約4分の1）の解消を
 図るため、教員免許制度を創設し、教員養成系大学以外で教員の資格を取得で
 きる開放性を採用。
- 教育公務員特例法を制定（昭和24年）
 国立・公立学校の教員について職務と責任の特殊性に基づく特例を規定
- 全国的な教職員組合が結成

(3) 教育行政組織

- 教育委員会制度を創設（昭和23年）
 教育委員は公選制
 教員人事権は市町村教育委員会
 予算原案送付権や教育財産の取得・処分権は教育委員会

教育委員会を設置（昭和23年から都道府県と5大市に設置、その他の市町村は昭和27年からの全面設置）

- ・ 文部省設置法を制定（昭和24年）
初等中等教育局、大学学術局、社会教育局、調査普及局、管理局の5局編成
権限はできるだけ地方に委譲、専門的・技術的な指導・助言・援助、教育の基準
設定とこれを裏付ける財政援助が主な任務

（４）教育財政

- ・ 学校施設補助金を補正予算に計上（昭和22年）
- ・ 超均衡政策で新制中学校の義務化に必要な施設予算が全面削除（昭和24年）
- ・ 義務教育費国庫負担制度が廃止され、地方財政平衡交付金に吸収（昭和25年）

（５）高等教育等

- ・ 新制大学が発足（昭和24年）
国立70校、公立17校、私立81校で発足
国立大学は1都道府県1大学が原則（地域格差の是正が目的）
戦前の帝国大学、大学令に基づく大学の他に、高等学校、高等専門学校、医学
専門学校、師範学校等を一括して新制大学へ移行したため、結果的に大学とし
ての教育条件が整っていない大学が出現。
- ・ 2～3年制の短期大学が暫定的に発足（昭和25年）
- ・ 私立学校法を制定（昭和24年）
- ・ 私立学校振興法を制定（昭和27年）（私学経営に必要な資金の貸付けを開始）

VI 戦後教育政策からの転換（昭和27年頃～33年頃）

- 昭和27年のサンフランシスコ講和条約締結により独立国の地位を回復したことを受け、占領下の教育政策を見直し
 - 初等中等教育における国の権能の強化（学習指導要領の法規命令化、義務教育費国庫負担制度の復活、全国学力調査の実施）
 - 教育委員会制度を公選制から首長・教育委員会の二元制度に移行し、首長への予算原案送付権を廃止
 - 教職員の安定的供給による資質向上を図るため、県費負担教職員制度を創設するとともに、教職員の任命権を市町村教育委員会から都道府県教育委員会へ移管
 - 教職員の政治的行為を抑制するため、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（中確法）の制定及び「教育公務員特例法」の一部改正を行い、教職員の政治的行為の制限を国家公務員並みに強化するとともに、勤務評定を実施
 - 教育公務員特例法制定により大学の教員人事を評議会・教授会の議に基づくものとする一方、大学管理法案を提出するも成立せず

（1）初等中等教育

- ・小中学校の学習指導要領を改訂（昭和33年、文部省令告示）
- ・全国学力調査を開始（昭和31年）（小中高校の児童・生徒が対象）
- ・定時制・通信制教育の振興法を制定（昭和28年）、技能連携制度が発足（昭和36年）

（2）教員・教員養成

- ・教員免許制度を改正（昭和28・29年）
 - 教員に対する高い専門学力と教職教養の要請に応えられる資格内容に充実
- ・教職員の政治的行為を抑制するため、いわゆる教育二法を公布・施行（昭和29年）
 - 「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」
 - 「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（政治活動制限は国家公務員並）

(3) 教育行政組織

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定（昭和31年）
教育委員は任命制
首長への予算原案送付権は廃止、教育財産取得・処分権は首長へ
県費負担教職員の任命権は都道府県教委、服務監督権は市町村教委
文部大臣に是正措置要求権を付与
- ・ 初等中等教育局に指導行政、管理行政、財政支援行政部局を一元化（昭和27年）
初等中等教育行政における国の機能の強化
文部大臣：岡野清豪（昭和27年8月～昭和28年5月）
- ・ 日教組の反対闘争
勤務評定の実施阻止闘争（昭和32～34年）
道徳教育を含む学習指導要領の改正に対する反対闘争（昭和33～35年）
全国学力調査反対闘争（昭和36～37年）

(4) 教育財政

- ・ 教科書の無償給与を部分的に開始（昭和26年）
- ・ 義務教育費国庫負担制度が復活（昭和28年）
対象：給与費の1/2と教材費の一部
- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法を制定（昭和33年）
中学校生徒の急増に対処するための年次計画を策定

(5) 高等教育

- ・ 教育公務員特例法を制定（昭和24年）
大学の教員人事を評議会・教授会の議に基づくものとする。
- ・ 大学管理法案を提出（昭和26年）（不成立）

VII 教育の量的拡大（昭和34年頃～40年代中頃）

- 高度経済成長に伴う経済・社会の急速な拡大、ベビーブーム世代への対応、教育の量的拡大を推進
 - ベビーブーム世代の入学に伴う児童生徒の急増により教育条件が悪化しないようにするため、いわゆる「義務標準法」を制定し、これを踏まえて小中学校の学級編制、教職員定数に関する最低限の条件を全国的に確保
 - ベビーブーム世代の高校進学に対応するため、いわゆる「高校標準法」を制定し、高校の整備に必要な財源を地方交付税で確保するとともに、高校の定時制・通信制教育を拡大、職業教育を多様化
 - 上記に伴う教員不足に対応するため、大学の学芸学部を教員免許取得を卒業要件とする教育学部へ転換
 - ベビーブーム世代の大学進学志向に対応するとともに、スポーツ・ショックに端を発する理工系人材の需要拡大に伴い、国立大学の計画的な入学定員増大、県立医科大学を国立へ移管。また、これらに伴う条件整備を計画的に行うため、国立学校特別会計を創設

（1）初等中等教育

- ・ 小中学校の児童生徒の急増

就学児童数（人）の推移

昭和20年	昭和25年	昭和30年	昭和35年
10,893,946	11,178,003	12,146,375	12,496,369

ベビーブーム世代の入学に伴う教育条件の悪化が懸念

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）を制定（昭和33年）

当該標準の到達に必要な地方負担分の財源を地方交付税により確保

- ・ 義務標準法を踏まえて学級編制及び教職員定数を計画的に改善
 昭和34～38年：学級編制及び教職員定数の標準の明定
 昭和39～43年：45人学級の実施、養護学校教職員の定数化等
 昭和44～48年：4個学年以上複式学級の解消等

- ・ 高校進学率の急激な上昇

高校進学率の推移

昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年
42.5%	51.5%	57.7%	70.7%	82.1%

進学志向の高いベビーブーム世代の高校進学への対応が課題

- ・ 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）を制定（昭和36年）

当該標準の到達に必要な財源を地方交付税により確保

- ・ 高校標準法を踏まえて学級編制及び教職員定数を計画的に改善。

昭和37～41年：学級編制及び教職員定数の標準の明定

昭和42～48年：45人学級の実施等

- ・ 希望者全ての就園を目標に幼稚園を計画的に整備（昭和46年～）
- ・ 全ての対象児童生徒の就学に必要な養護学校を計画的に整備（昭和47年～）

（2）教員・教員養成

- ・ 学芸学部を教員免許取得が卒業要件の教育学部へ転換（昭和41～43年）
 ベビーブーム世代の児童生徒数の急激な増大により教員需要が逼迫したため、
 教員養成大学の学生に教員免許の取得を義務付けることになった

（3）教育財政

- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法を制定（昭和33年）
 中学校生徒の急増に対処するための年次計画を策定
- ・ 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律を制定（昭和38年）
 年次計画で進行し、昭和44年に義務教育諸学校の全体で無償給与が実現
- ・ 義務標準法・高校標準法の制定、同法を踏まえた教員定数等の改善：（1）を参照

(4) 高等教育

- ・ 同一年齢層に占める大学・短大の入学者比率：26.8%（昭和46年度）
- ・ 大学・短大の学校数の増大

昭和28年度	大学226校	短大228校
昭和46年度	大学389校	短大486校

- ・ 理工系学生の大幅な増募、大学入学志願者急募対策

昭和32年～：8,000人増簿計画、昭和36年～：2万人増簿計画

昭和41年～：大学入学志願者急増対策

国立大学入学定員の推移

	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年
定員	45,811人	46,527人	46,994人	47,535人	48,955人	50,305人
増員数		716人	467人	541人	1,420人	1,350人

昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年
51,380人	53,140人	55,624人	60,276人	63,931人	66,562人
1,075人	1,760人	2,484人	4,652人	3,655人	2,631人

ベビーブーム世代の大学進学志向への対応とスプートニックショックに端を發する理工系人材の需要拡大への対応が課題

- ・ 大学設置基準（文部省令）を制定（昭和31年）

大学設置に必要な教員数や校地・校舎等の施設についての最低基準を規定

- ・ 国立学校特別会計を創設（昭和39年）

上記の国立大学入学定員の急増に対応し、大学設置基準に基づいて安定的かつ計画的に校舎整備を行うために創設。

このことにより、決算剰余金を財源とすること、国立大学附属病院の整備について財政融資資金による長期借入金を財源とすること、人口集中地域からの移転に際して跡地売却金を財源とすることなどができるようになった。

- ・ 高等専門学校制度を創設（昭和37年）、短期大学を恒久化（昭和39年）

専門的人材に対する需要の拡大に対応して、大学以外の高等教育機関を整備

VIII 教育の質の改善（昭和40年代中頃～50年代前半）

●高度経済成長後の経済・社会活動の複雑・高度化に伴い必要とされた知識量の増大を、学校教育の質を上げることで対応

○小中学校の教育内容の拡大・改善とそのための関連施策の実施

- ・学習指導要領改訂による教育内容の増大及び現代化、学級編制基準の引下げ、教職員定数の改善
- ・教員の資質向上のためのいわゆる「人材確保法」制定とこれに基づく教員給与の改善、現職教員の再教育
- ・管理体制の強化を通じた学校教育の質の担保のため、教頭の法制化と主任制を導入

○大学教育の質の向上と大学改革の試み

- ・高度な専門的人材需要への対応のため、無医大県解消に向けた医科大学の新設、技術科学大学の設置
- ・学生運動・大学紛争への対策としていわゆる「臨大法」を制定
大学の管理機能の強化・新たな教育研究組織の導入を目的とした筑波大学を設置
- ・私立大学の定員を超える学生受入れの常態化を改善するため、高等教育計画による量的規制の強化と私立大学等に対し学生実数に応じた施設整備のための経常費補助を開始

●昭和30年代以降の出生数の増加及び人口の都市部集中に伴う都市部の児童生徒急増への対応

○都市部の生徒急増対策として公立文教施設費を増額、高校新設のための用地取得費及び校舎建設費を補助対象に追加

(1) 初等中等教育

- ・小中学校の学習指導要領を改訂（教育内容の増大と現代化）

昭和33年改訂：道徳教育の徹底、地理、歴史教育の改善、国語、算数に関する基礎学力の重視、算数、理科の内容の充実

- ・国公立全全ての中学校の2・3年生に悉皆で全国学力調査を実施（昭和36～39年）

(2) 教員・教員養成

【教員の質の向上】

- ・ 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給 特法）を制定（昭和47年）

教員の超過勤務問題に対応するため、時間外勤務を命じられる場合を学校行事に関する業務等4項目に限定するとともに、超過勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（俸給の4%相当）を支給

- ・ 学校教育の水準を維持向上させるため、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）を制定（昭和49年）

同法に基づき、義務教育諸学校の教員給与を改善

昭和49年：初任給、最高号俸の引上げを含む平均9%給与引上げ

昭和50年：俸給表改訂、義務教育等教員特別手当の新設で平均7%改善

昭和52年：義務教育等教員特別手当の引上げ、主任手当・部活動手当創設

昭和53年：中堅職員の俸給表改善・義務教育等特別手当の引上げ、

主任手当の支給対象拡大、大規模校の管理職手当の引上げ

- ・ 教育職員免許法の改正（昭和48年）により教員資格認定試験を拡充整備
- ・ 現職教員の研修・研究を目的とする大学院と小学校教員の養成に工夫改善を加えた新構想の教員養成大学を創設（S53兵庫教育大、S53上越教育大、S56鳴門教育大）

【学内の職制の確立】

- ・ 教頭を教諭とは別の独立した職として設置し、その職務を規定（昭和49年）
- ・ 主任制度を導入（昭和51年）
- ・ 日教組の反対闘争

昭和40年代後半：スト権奪還を目標としてストライキ等実力行使を拡大

昭和50年代：主任制度化・主任手当支給阻止闘争によりストライキを反復実施

(3) 教育財政

- ・ 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数を計画的に改善。

昭和49～53年：3個学年複式学級の解消、教頭・学校栄養職員の定数化等

昭和55～平成3年：40人学級の実施等

- ・ 高等学校の学級編制及び教職員定数を計画的に改善。
昭和49～53年：小規模校・通信制課程の改善等
昭和55～平成3年：習熟度別学級編制等
- ・ 公立学校施設整備のための国庫負担（補助）制度の改善
児童生徒急増市町村の小・中学校用地取得費補助制度の発足（昭和46年）
同校舎新增設の負担率の引上げ（1/2→2/3）（昭和48年）
公私立高等学校建物の新增設の国庫補助制度の創設（昭和51年）

（４）高等教育等

【高度な人材需要への対応】

- ・ 高等教育計画に基づき大学等を計画的に整備
前期：昭和51～55年度、後期：昭和56～61年度
質的充実を推進（教育研究条件の改善、地域配置の適正化等）
- ・ 無医大県を解消するため、国立医科大学(医学部)(16校)を新設（昭和48～54年）
- ・ 高等専門学校卒業生を主な対象に、現実的な課題解決能力ある指導的技術者の養成
を目指して長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学を設置（昭和51年）

【大学改革】

- ・ 大学の管理機能を強化するとともに新たな教育研究組織を導入するため、筑波大学
を設置（昭和48年）
- ・ 学生運動・大学紛争への対策として、大学の運営に関する臨時措置法（臨大法）を
制定（昭和44年）
学生運動が活発化し政治上の課題を巻き込んで発展（昭和30年末）。
東京大学入試が中止となる（昭和44年）。同年末に鎮静化。

【私立大学の質の向上】

- ・ 私立大学に対する人件費を含む経常費補助制度を創設（昭和45年）
- ・ 学校法人会計基準を新たに制定・施行（昭和46年）
- ・ 私立学校振興助成法を制定（私学助成が格段に充実）（昭和50年）

Ⅷ 従来の教育路線の見直し（昭和 50 年代後半～平成 10 年頃）

- 教育の量的拡大及び質的向上の結果生じた弊害に対応して従来の教育路線を見直し
 - 教育内容の精選化、包括的な教育改革の提言（中教審 46 答申）、共通第 1 次試験の導入、生涯学習理念の導入とそれに基づく学校教育理念の転換（昭和 58 年中教審教育内容等小委、完成教育理念から自己教育の基盤形成へ）
 - より本格的改革として、上記提言及び臨教審答申に基づき学校教育の目標を「基礎基本の重視」「自己教育力の育成」と規定、総合的学習の時間の創設、学校週五日制の段階的導入、高校の教育内容を多様化するための総合学科設置、教員の資質向上のための初任者研修制度の導入、大学受験者の負担軽減のための大学センター試験の実施
- 児童生徒数減少に伴い、新たな教育行政上の課題に施策を展開
 - 教職員定数の余剰分及び余裕教室を有効に活用するため、チーム・ティーチング等の加配要件の創設、オープンスペース等の施設整備に対する補助の開始
 - 幼稚園の就園奨励費及び私学助成の増額
 - 大学院政策の本格的な展開（夜間大学院など制度的整備と旧制大学以外の大学における設置など規模の拡大）

【弊害の顕在化】

- ・ 経済・社会の変化に対応した教育の量的拡大及び質的向上（教育内容の増大、現代化・高度化）の結果、教育内容を受容できない児童生徒（＝落ちこぼれ）の出現、校内暴力等の問題行動の発生、従来型の高校教育に対応できない高校の増加、教育内容の変化に対応できない教員（＝いわゆる「でもしか教員」）の増加、大学の定員規制による受験競争の激化といった様々な課題が噴出

(1) 初等中等教育

【教育改革の理念の形成】

- ・ 中央教育審議会が包括的な教育改革施策を提言（四六答申）（昭和46年）
- ・ 中央教育審議会の教育内容等小委員会「審議経過報告」（昭和58年）

人生を生きる上で必要な知識・技能を全て学校で教えるいわゆる「完成教育理念」を見直し、生涯にわたる自己教育を求める生涯学習の理念を導入。
学校の役割を生涯にわたって自己教育を行う上で必要な基盤を形成するものと位置付け
こうした政策理念の転換は、その後の臨教審答申にも継承されるが、条件整備、教員の資質向上が伴わず、後に「ゆとり路線」と誤解
- ・ 内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育審議会を設置（昭和59年）

教育に関連する社会の諸分野に係る諸施策を含め総合的に検討
改革を進める視点として、個性重視の原則（個人の尊厳、自由・規律、自己責任の原則）の確立、生涯学習体系への移行、変化への対応（国際化、情報化）を答申

【対処療法としての教育内容の精選化】

- ・ 学習指導要領を改訂

昭和43・44年改訂：教育課程の精選化、構造化を進め、基本的な知識・技能の習得、体力の増進、判断力や創造性、情操や意志の養成を重視
昭和52・53年改訂：教育内容を精選し授業時数を大幅に削減、道徳教育を充実、高校の指導要領では教育課程を大幅に弾力化

【完成教育理念から自己教育の基盤形成への教育理念の転換】

- ・ 学習指導要領を改訂

平成元年改訂：心豊かな人間の育成、基礎・基本の重視と個性教育の推進、自己教育力の育成、文化と伝統の尊重と国際理解の推進を重視して改善。高校の指導要領では教育課程編成を一層弾力化。
- ・ 学校週五日制の段階的導入（H4～：月1回、H7～：月2回、H14～：完全）

【高校の多様化等】

- ・ 定時制・通信制課程での単位制高等学校の制度を創設（昭和63年）（平成5年からは全日制課程でも導入）
- ・ 高校生等の海外留学を制度化。帰国子女等に対する高等学校等への入学・編入学機会を拡大（昭和63年）

- ・ 高等学校の定時制・通信制課程の修業年限を変更。（4年→3年）（昭和63年）
- ・ 総合学科高校を制度化（平成6年）
- ・ 中等教育学校を制度化（平成11年）

（2）教員・教員養成

- ・ 初任者研修制度を開始（平成元年）
- ・ 教員養成大学における大学院修士課程の設置の推進（S41東京学芸大学、S43大阪教育大学、S53愛知教育大学など）
- ・ 修士課程修了程度を基礎資格とする専修免許状の新設、特別免許状の創設等による社会人の学校教育への活用、免許基準の引上げを実施。（平成元年）

（3）教育財政

[教職員定数の余剰を有効活用するため、チーム・ティーチング等の加配要件を創設]

- ・ 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数を計画的に改善。
平成5～12年：指導方法の改善のための定数配置等
- ・ 高等学校の学級編制及び教職員定数を計画的に改善。
平成5～12年：全日制の普通科等40人学級の実施、多様な教科・科目の開設等

（4）高等教育等

【受験生の負担軽減】

- ・ 共通第1次学力試験を開始（昭和54年度）
国立大学受験生の難問・奇問対策の負担軽減 → 対処療法的内容に留まる
- ・ 共通第一次学力試験に代えて、大学入試センター試験を開始（平成2年度）
国公立大学を通じて教科科目などを自由に利用することが可能

【大学院の拡大と多様化】

- ・ 旧制大学以外の大学の工学研究科等の博士課程の設置（昭和59年以降）
- ・ 連合大学院や総合大学院などの工夫による博士課程の設置（昭和60年以降）
- ・ 教員養成大学における大学院修士課程の設置促進（再掲）
- ・ 独立大学院の設置（昭和51年制度化、S63総合研究大学院大学、H2北陸先端科学技

術大学院大学、H3奈良先端科学技術大学院大学、H9政策研究大学院大学)

- ・ 国立の大規模総合大学等に多数の独立研究科・独立専攻を設置（昭和59年以降）

【幼稚園への就園促進】

- ・ 幼稚園児の保護者への補助（幼稚園就園奨励費補助）の充実
- ・ 私立幼稚園への助成（経常費助成、施設整備費補助）の充実

X 新たな展開（平成10年頃以降）

- 冷戦終結後のイデオロギー対立の解消に伴い、教育サービスの内容の水準を、サービス受容者により近い者が決める観点から、教育に係る国の権限を縮小
 - 教育長の任命承認制度廃止、義務教育費国庫負担制度における総額総量制の導入など地方分権の推進
 - 学習指導要領における学校裁量の拡大
 - 教育資源の配分機能を国から大学へ移管するための国立大学の法人化
 - 小泉政権下のいわゆる三位一体改革に関連しての義務教育教員退職手当に対する国庫負担の廃止と給与に対する国庫負担割合の引下げ
- 文部科学省の行政スタイルを権力的作用、一律的財政支援から、最低水準の維持・目指すべき教育理念の提示と現場の自発的取組の支援・専門性に基づく指導へ転換
 - 学習指導要領の最低基準性の明確化、スーパー・サイエンス・ハイスクール等の実施、国立教育政策研究所に教育課程研究センター等の設置
- 事前規制から事後確認への移行
 - 全国学力調査の実施、大学の設置認可に係る規制緩和（量的規制の緩和と設置認可に関する裁量主義から準則主義への転換）、認証評価制度の導入
- グローバル化の進展に伴う教育の国際的共通化への対応
 - 教育達成目標の共通化、教育の規格・基準をめぐる国際競争
- 経済の長期低迷がもたらす所得階層の分化により生じた家庭の教育費負担軽減への対応
 - 高校無償化、日本育英会・日本学生支援機構の奨学金貸付における成績要件の撤廃、大学の授業料減免

【国の権限の縮小と現場裁量の拡大】

(1) 初等中等教育

- ・ 地方分権一括法による国と地方の関係の見直し等（平成12年）
教育長の任命承認制度の廃止、機関委任事務の廃止、都道府県教育委員会の市町村教育委員会に対する一般的指示の廃止・技術的基準の設定、中核市への研修権限委譲 等
- ・ 学校運営における地域住民の参画システムの導入
学校評議員制度の導入（平成12年）、学校運営協議会の制度化（平成16年）
- ・ 学習指導要領の改訂（最低基準性の明確化、学校裁量の拡大）
平成10年改訂：各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むとの観点で改善。
平成20・21年改訂：「生きる力」を育むという理念を実現するための具体的手立てを確立するとの観点で改善。
- ・ 学級編制基準の緩和（平成13年：義務標準法の改正）
各都道府県教育委員会の判断により40人を下回る学級の編制
- ・ 義務教育費国庫負担制度改革〔三位一体改革〕
総額総量制の導入（平成16年）
国庫負担割合の変更（1/2→1/3）

(2) 高等教育

- ・ 国立大学の法人化（平成15年）
教育資源の配分機能を国から大学へ移管

【教育行政組織の改編と行政スタイルの転換】

- ・ 文部科学省設置法を制定・施行（平成11年制定、平成13年施行）
本省：大臣官房（文教施設部を含む）、生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局（私学部を含む）、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、スポーツ・青少年局、国際統括官
文化庁：長官官房、文化部、文化財部

- ・ 国立教育政策研究所を改組・再編（平成13年）
教育課程研究センター・生徒指導センターの設置、教育研究情報センターの改組
- ・ 学習指導要領の改訂における最低基準性の明確化、学校裁量の拡大（再掲）
- ・ 優れた先端的な取組への支援
スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）（平成14年～）、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）（平成14年～）など
- ・ 特色ある優れた取組への支援
特色ある大学教育支援プログラム（平成15～19年）
現代的教育ニーズ取組支援プログラム（平成16～19年）
→質の高い大学教育推進プログラム（平成20年）に統合
- ・ 教育基本法を改正（平成18年）
これまでの教育基本法の普遍的な理念を大切にしつつ、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本について規定
- ・ 教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）を改正
改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、各学校種の目的・目標を見直す
副校長等の新しい職の設置、教育における国・教育委員会の責任の明確化、教育免許更新制の導入等
- ・ 教育振興基本計画を策定（平成20年）
教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法の規定に基づき、政府として初めて策定

【事前規制から事後確認へ】

（1）初等中等教育

- ・ 全国学力・学習状況調査を開始（平成19年）
全国の小学6年生、中学3年生が対象
H19～H21：悉皆調査、H22：抽出調査

(2) 高等教育

- ・ 大学の設置認可に係る弾力化
量的規制の緩和（量的な抑制方針の原則撤廃）
設置認可に関する裁量主義から準則主義への転換（授与学位に変更のない学部・学科の設置は事前審査を不要とする届け出制化など）
- ・ 認証評価制度の導入（平成16年）
自発的な改善を促す自己点検・評価システム

【グローバル化対応】

(1) 初等中等教育

- ・ 国際的な学力調査等への参加
「キーコンピテンシーの定義と選択」プログラム（平成9～15年）
OECD生徒の学習到達度調査（PISA）（平成12年～）等

(2) 高等教育

- ・ 大学の質保証システムに関する日米欧の協議
ユネスコ／OECD国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（平成17年）、日中韓質保証機関協議会（平成22年）
- ・ キャンパス・アジア構想（日中韓大学間交流・連携の推進）（平成22年～）

【家計負担の軽減】

- ・ 高等学校授業料無償化・就学支援金支給制度の導入（平成22年）
- ・ 日本育英会における奨学金事業の充実
平成11年：きぼう21プラン奨学金の発足（貸与人員の大幅増（有利子奨学金）、成績基準の緩和）